

生理学的成熟度による月齢判定(米国農務省通知)
(その3)

4 USDA格付官の認定要件

- ・テストで98%の信頼度を確保。
- ・GS-9(expert)以上。

生理学的成熟度による月齢判定(米国農務省通知)
(その4)

5 識別手順

- ・A40以下の牛枝肉は、証明時に「USDA Accepted as Specified stamp」で識別。
- ・全ての枝肉は3×3インチの「J」をスタンプ。
- ・格付官は、証明された枝肉個々について、生理学的成熟度評価様式で記録。

3. と畜場、食肉処理施設 におけるSRM除去、 対日輸出品の区分管理

SRMの範囲、除去

全月齢の牛からのSRM除去

SRMの範囲：全月齢の牛の頭部（舌、頬肉を除き、扁桃含む）、せき髄、回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートル）、せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼、尾椎除く）

HACCPplanに基づき、SSOP等により実施

- SRM除去、分離、廃棄のための手順を作成、実施
- 実施に関するモニタリングと記録保存
- 各施設の管理の計画及び実施は、米国・カナダ政府が検証

対日輸出品のSRM除去、区分管理手法例1

生体搬入

歩行困難牛の排除

ロット毎に搬入、耳標による確認

と畜工程

頭部除去、扁桃除去、せき髄除去、回腸遠位部除去

- 耳標データをPC入力、トロリーIDによる個体管理
- 生産記録による月齢確認ロットは前後のロットと間隔をとって処理
- 同一個体由来の枝肉、内臓、頭部は合札により管理

対日輸出品のSRM除去、区分管理手法例2

枝肉

●冷却前の計量時にデータをPC入力し、枝肉にタグを貼付

●生産記録による月齢確認ロットはスタンプやタグの色・コードなどで識別

●A40以下の可能性のあるものはスタンプを押印し、A40以下のものはUSDA確認印

部分肉処理

せき柱除去

グレード、仕向け先等により処理時間を区分

梱包

ラベル表示、カートンの色、パレットによる区分

農務省食品安全検査局の対日輸出監督体制

- ラインインスペクター
生体検査、頭部検査、内臓検査、枝肉検査（頭部検査では扁桃除去、枝肉検査では脊髄除去の確認を含む。）
- フロアインスペクター
SRM管理等衛生管理の検証（上記以外のSRM除去の検証を含む。）
- 対日輸出不適合品を発見した場合の措置
輸出証明書の署名拒否、AMSへの通報（AMSの査察実施）

4. 飼料規制

米国・カナダの飼料規制

		給与飼料(米国・カナダ)			給与飼料(日本)		
		牛	豚	鶏	牛	豚	鶏
肉 骨 粉	牛	×	○→×	○→×	×	×	×
	豚	○	○	○	×	○	○
	鶏	○	○	○	×	○	○

注: 米国は30ヶ月齢以上の牛由来の脳、脊髄等の高リスク原料を、カナダはSRMを給与飼料から排除することを検討中。

- 交差汚染対策

米国・カナダ: クリーニング方式

日 本: クリーニング方式→ライン分離 2005.4

米国・カナダ飼料規制で定める主な内容①

(飼料規制で定める禁止原料)

- ほ乳動物由来のたん白質を反すう動物に給与することを禁止

(規制対象除外品目)

- 血液及び血液製品、ゼラチン、残飯など調理して食用に供された後に熱処理の上、飼料に供される検査済み肉製品、乳製品(乳及び乳タンパク)並びに豚または馬のタンパクのみからなる製品、動物性油脂製品

注: 下線部は米国のみ

米国・カナダ飼料規制で定める主な内容②

(表示)

- 対象: レンダリング業者、たん白質ブレンダー、飼料製造業者及び流通業者
- 内容: 「牛その他の反すう動物に給与してはならない」旨表示

(記録の保存)

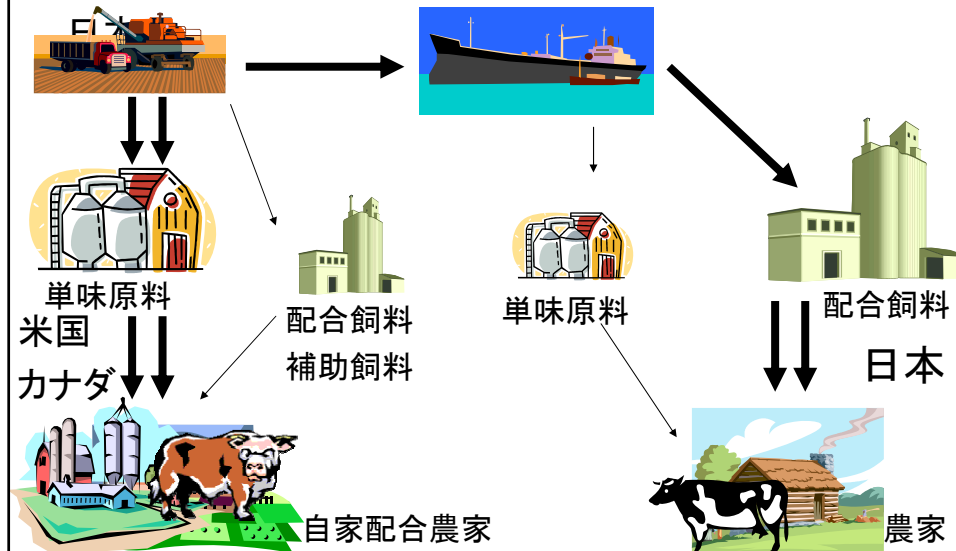
- 内容: 送付状、ラベルの写しなどを1年以上保管
- その他: 記録は検査を受けるときに示せるようにしておく。
注: カナダは2年以上保管

(交差汚染防止対策)

- 対象: ほ乳動物由来のたん白質を含む又はその可能性のある製品とそれ以外の製品の両方を製造している業者
- 対策: (A) 製造施設を分離 又は
(B) キャリーオーバーを防ぐための製造工程のクリーニング
- その他: クリーニングの方法は文書化し、記録を保存。検査を受けるときに示せるようにしておく。

農場における飼料規制
遵守状況

米国・カナダの飼料流通（牛用飼料の主要経路）



生産段階での飼料規制遵守状況

（調査対象）

- パッカーに牛を供給しているフィードロット1カ所及びフィードロットに肥育素牛を供給している育成農場2カ所を調査

（調査結果）

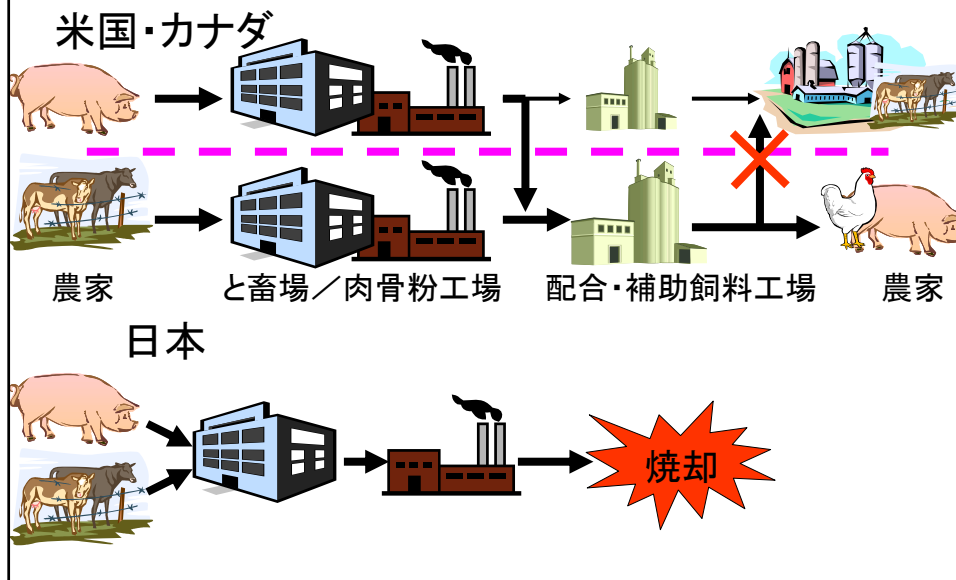
- 反すう動物由来のたん白質を含む動物性たん白質の給与は補助飼料（サプリメント）を含め認められなかった
- 油脂（イエローグリース）を配合した飼料を用いている農家があったが、植物及び廃食用油を原料として使用

生産農家からパッカーへの宣誓書の提出

- 調査した全てのパッカーは、牛を供給する生産農家に対し、原則として年1回の宣誓書の提出を要求
- 宣誓書には米国の飼料規制等を遵守して生産する旨記載
- 提出が行われていない農家からの牛の受入は拒否
- 宣誓書の内容への違反が判明した際には、取引停止等の措置を実施

レンダリング施設における
飼料規制遵守状況

レンダリング産業と肉骨粉利用の概要



レンダリング施設の飼料規制遵守状況①

(調査対象)

- パッカー併設レンダリング施設8施設

(米国食品医薬品局(FDA)による検査状況)

- FDAや州政府により、原則として年一回の立入検査を実施
- これまで飼料規制への違反歴なし

(製造品目)

- 禁止品目: 肉骨粉、ゲルボーン(ゼラチン原料の骨)
- 非禁止品目: 血粉及び動物性油脂(食用タロー、非食用タロー)

レンダリング施設の飼料規制遵守状況②

(製造ラインの専用化の状況)

- 製造品目毎に製造から出荷までの工程が専用化

(輸送)

- 自主検査・クリーニング等が行われた貨車または車両により輸送

(表示)

- 出荷伝票に「反すう動物の飼料に用いてはならない」旨を明記

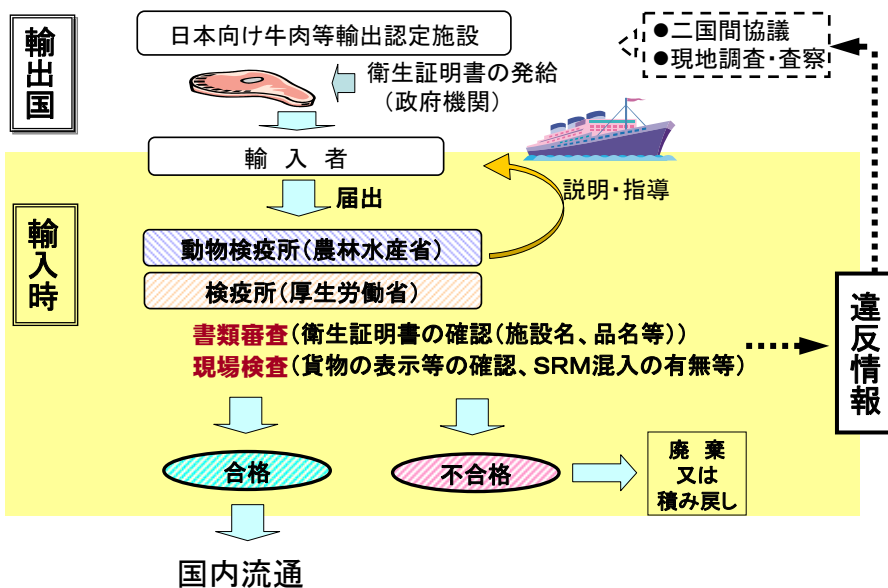
米国・カナダの飼料規制遵守状況 調査結果(まとめ)

- 農場においては、禁止原料は使用されておらず、飼料規制からの逸脱は認められなかった。
- レンダリング施設においては、禁止原料である旨の表示が行われるなど、飼料規制からの逸脱は認められなかった。
- パッカーはフィードロットに対して、飼料規制等の法令を遵守して生産している旨の宣誓書の提出を求め、生産段階における飼料規制等の遵守を担保していた。

今後対応することとした事項

- 多くの対日輸出施設では、対日輸出用の部分肉処理作業を作業開始時に実施し、対日輸出用以外の部分肉との分別を図っているが、全ての施設で同様の対応がとられるよう米国政府が指導。
- SRMの定義が、日本向け輸出基準と米国の国内規制で異なっていることから、定義の違いだけでなく、処理に当たっての留意事項についても、認定施設の品質マニュアルに明記するよう米国政府から対日認定施設へ通知。

米国・カナダ産牛肉等の監視体制



違反事例が確認された場合の対応

- 日本による査察や検疫において、重大な日本向け条件の遵守違反が確認された場合



当該施設からの日本向け輸出を直ちに停止。
是正措置がとられたことが確認されるまでの間、停止を継続。

- 重大な日本向け条件の遵守違反が繰り返されるようなシステム全般に係る問題が確認された場合



輸出国全体からの輸入停止を検討